| | | |
|---|---|---|
| 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 | 第百九条 | ［項を加える。］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日（令和五年十月一日）から施行する。

# 省　令

**○総務省令第三号**

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十八日

総務大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第一**（第一条の二関係）<br>［一　略］<br>二　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病<br>［1～4　略］<br>5　基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害<br>［6～13　略］ | **別表第一**（第一条の二関係）<br>［一　同上］<br>二　［同上］<br>［1～4　同上］<br>5　基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害<br>［6～13　同上］ |
| 三　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病<br>［1・2　略］<br>3　チエンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害<br>［4・5　略］<br>四　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病<br>1　基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、基金が定めるもの<br>2　ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患<br>3　すす、鉱物油、漆、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患<br>［4～9　略］<br>七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病<br>［五・六　略］<br>1　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍<br>2　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍<br>3　四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍 | 三　［同上］<br>［1・2　同上］<br>3　チエンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害<br>［4・5　同上］<br>四　［同上］<br>1　基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、基金が定めるもの<br>2　ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患<br>3　すす、鉱物油、うるし、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患<br>［4～9　同上］<br>七　［五・六　同上］<br>［同上］<br>1　ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう<br>2　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう<br>3　四―アミノジフエニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう |